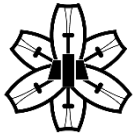


Yurigaoka Elementary School (Kawasaki Municipal School in Japan.)



川崎市立

百合丘小学校PTA規約

会員の皆さまへ PTA 規約改正につきまして

令和5年度5月11日に開催されました役員会にて、PTA 規約改正につきまして承認をいただき、それを受けまして、規約・細則・規則の該当箇所を改定いたしましたので、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

【主な改正点】

☆本会は任意加入の団体であり、入退会自由である旨を明記しました。

☆役員及び会計監査の人数について、必要に応じて増減可能としました。(これまでは副会長に限り増員のみ可能でした)

付則 本規約は昭和53年3月13日より施行する。

昭和55年3月	5日	一部改正	
昭和56年2月	3日	一部改正	
昭和59年3月	5日	第四章第五条	会費月額改正
平成2年3月	7日	第四章第五条	会費月額改正
平成8年3月	1日	第五章第六条	一部改正
平成9年2月28日		第六章第十条	一部改正
平成19年6月	6日	第六章第十条	一部改正
平成26年5月16日		第四章第四条	一部改正
		第五章第六条	一部改正
令和3年5月28日		一部改正	
令和4年6月	2日	第五章第七条	一部改正
		第六章第十条	一部改正
令和5年6月	5日	第四章第四条	一部改正
		第五章第六条	一部改正

第一章 名称及び事務所

第一条 本会は、川崎市立百合丘小学校PTAと称し（以下本会という）事務所を川崎市麻生区百合丘2丁目1の2 川崎市立百合丘小学校に置く。

第二章 目的

第二条 本会は、父母と教師が協力して家庭と学校と社会に於ける児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第三章 活動

第三条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をおこなう。

- 一、教育効果を高め児童の福祉厚生を増進するための活動
- 二、会員の教養を高めるための活動
- 三、会員相互の親睦をはかるための活動
- 四、学校の教育的環境を整備改善するための協力活動
- 五、地域における社会環境の浄化活動
- 六、その他本会の目的達成に必要な活動

第四章 会員及び会費

第四条 本会は、任意加入の団体であり、この会の趣旨に賛同する川崎市立百合丘小学校児童の父母、又は父母に代わる者（以下父母という）及び教職員の自由意志で入退会できる。

第五条 本会の会員は会費を納めるものとし、会費は次のとおりとする。
会費一世帯月額300円とする。

第五章 役員及び会計監査

第六条 本会に次の役員及び会計監査を置く。但し、必要に応じて各役職、1名以上となるよう増減することができる。

- 一、会長 1名（父母1）
- 二、副会長 2名（父母2）
- 三、書記 2名（父母2）
- 四、会計 2名（父母2）
- 五、会計監査 2名（父母2）

第七条 役員及び会計監査は推薦委員会の推薦により、総会の承認を得て選任する。役員及び会計監査に欠員が生じた場合は、推薦委員会の推薦により実行委員会が承認しこれを補充する。

第八条 役員及び会計監査の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。但し、補充役員及び会計監査の任期については前任者の残任期間とする。

第九条 役員及び会計監査は次の業務を分担する。

- 一、会長は本会を代表し会務を総括する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- 三、書記は会議の議事録の作成及び庶務を担当する。
- 四、会計は会計事務を担当する。
- 五、会計監査は経理の監査を担当する。

第六章 委員会

第十条 本会の委員会と任務は次のとおりとする。

一、実行委員会

役員、学校長、各種委員会・特別委員会の正・副委員長をもって組織し、本会の重要問題を審議するとともに、各種委員会の連絡調整をはかり活動の推進をする。

二、各種委員会

イ、成人委員会

会員の教養と識見を高めるため活動をおこなう。

ロ、広報委員会

PTA広報等の編集発行を通じて情報を提供し、会員相互の意志の疎通をはかるための活動をおこな

う。

ハ、校外生活指導委員会

各地区における会員相互の連絡を密にし、校外に於ける児童の生活指導に関する活動をおこなう。

ニ、学年委員会

学校行事への協力・連携を図り、主として児童の学校生活が安全に滞りなく進行するよう支援する活動をおこなう。

ホ、フェスタ委員会

保護者同士の交流、親睦をはかり、児童が楽しめる催しを企画・運営する。活動収入は児童への還元と周年行事にむけての積立にあてる。

ヘ、推薦委員会

総会の議長選出をおこなう。(書面開催の場合選出はなし)

次期PTA役員の選出をおこなう。

三、特別委員会

特別な事項について必要のあるときは実行委員会の議を経て随時これを設けることができる。但し、任務の終了と同時に解散する。

第十一条 実行委員会、各種委員会、特別委員会の運営について必要な事項は細則に定める。

第十二条 本会に顧問を置くことができる。顧問の推薦は実行委員会の決議による。

第七章 総会

第十三条 総会は会長が招集し年1回以上開催する。ただし必要がある時は随時開催することができる。

第十四条 総会の成立、決議、議長の選出は次のとおりとする。

一、総会は構成員の過半数の出席をもって成立する。

二、総会の決議は出席者の過半数以上の同意により決する。ただし、規約の改廃については三分の二以上の同意を必要とする。

三、総会の議長は実行委員会の構成員を除く会員の中からその都度選出する。

第十五条 総会には次の事項を付議する。

一、規約の改廃に関する事。

二、役員及び会計監査の選任に関する事。

三、予算及び決算に関する事。

四、その他運営上必要と認める事。

第八章 会計

第十六条 本会の経費は、会費、活動収入及びその他の収入によってまかなう。

第十七条 会員は会費を会計に納入する。

第十八条 会計は会計年度毎に決算報告書を作成し、総会において承認を得なければならない。

第十九条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第九章 慶弔

第二十条 児童及び会員の慶弔に対してはその意をあらわすものとする。表意の方法については実行委員会で決める。

第十章 細則

第二十一条 此の会の運営に関し必要の細則はこの規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て制定又は改廃し、その結果を次期総会に報告しなければならない。

細 則

第一章 委員会

第一条 実行委員会の招集

規約第六章第十一条の実行委員会は、会長が招集し必要時開催する。

第二条 定員数及び選出方法

学年委員会 各学年より相当数。

他委員会 学年の児童数または、その他検討するに値する状況により、役員会にて審議のもと決定することができる。

第三条 各種委員会及び特別委員会は必要に応じて委員長が招集しその決議事項は実行委員会に提案する。

第四条 各種委員会の議事はすべて出席者の多数決によって決める。

第二章 総 会

第五条 規約第七章第十四条一の総会を成立させるための定足数には委任状を含めるものとする。

第三章 個人情報

第六条 個人情報取扱規則は別に定める。

付則	平成10年	2月28日	第一章第一条	一部改正
	平成10年	2月28日	第二章第三条	一部改正
	平成10年	2月28日	第四章第七条	一部改正
	平成14年	3月11日	第一章第一条	一部改正
	平成14年	3月11日	第二章第三条	一部改正
	平成14年	3月11日	第四章第七条	一部改正
	平成16年12月10日		第二章第二条	一部改正
	平成16年12月10日		第二章第三条	一部改正
	平成16年12月10日		第四章第七条	一部改正
	平成18年	3月4日	第二章第三条	一部改正
	平成19年	6月6日	第一章第一条	一部改正
	平成19年	6月6日	第二章第三条	一部改正
	平成25年	5月17日	第一章第一条	一部改正
			第二章第三条	一部改正
	平成26年12月	8日	第二章第三条	一部改正
	平成27年	3月4日	第四章第七条	削除
	平成29年11月	24日	第四章第七条	追加
	令和3年	1月12日	第二章第三条	一部改正
	令和3年	5月28日	第一章第一条	一部削除
			第二章第三条	一部改正
	令和4年	5月2日	第一章	一部改正

P T A会計内規

第九章 慶 弔

第二十条に準ずる内規

第一章 慶弔金

第一条 慶事の場合はお祝い金を贈る。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 学校教職員の結婚 | 3 千円 |
| (2) 他校への祝金 | 3 千円 |
| 他校式典参加費（祝金） | 5 千円 |

第二条 弔事の場合は弔慰金を贈り、弔意を表す。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 会員、在校児童 | 1 万円 |
| (2) 学校教職員の配偶者、子女、実父母、同居の義父母 | 5 千円 |

第二章 見舞金

第三条 学校教職員、在校児童が1ヶ月以上の入院加療を要する病気、怪我の場合に金額相当の品を贈る。 2 千円

付 特別の事情がある時は、会長または実行委員会の承認を得るものとする。

付則	平成23年	3月	4日	第二章第三条	一部改正
	平成23年	3月	4日	第二章第四条	削除
	平成24年	2月16日		第一章第二条	改正
	平成27年	3月	4日	第一章第一条・第二条	表記変更
	平成27年	3月	4日	第二章第三条	表記変更

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、川崎市立百合丘小学校PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

- (1) 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

(利用)

第8条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- (1) PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成
- (2) PTA会費集金、管理、その他の文書の送付

利用目的による制限

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理し、不要となった場合、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出等)

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し、紙媒体は施錠できる場所等に保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

1. 個人情報を紙媒体で保存する場合、施錠できる場所等に保管する。
2. 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合、当該個人データを利用しない、適切にアクセス制限を行っているクラウドサービス事業者を利用する。

3. 個人情報を含む電子データを前項のクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。
4. クラウドサービスに保管された個人情報を含む電子データは、本会が所有するパソコンを除き、みだりにダウンロードしない。
5. クラウドサービスのアカウントIDとパスワードは、第5条に定めた取扱者が適切に管理する。
6. クラウドサービスのパスワードは、漏洩の可能性がある場合は速やかに変更するものとする。
7. クラウドサービスのパスワードは、他のサービスで利用している文字列を使い回さない。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(共同利用)

第13条 本会は、川崎市立百合丘小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

- (1) 利用する項目：第7条で定める通り
- (2) 利用するものの範囲：川崎市立百合丘小学校と本会
- (3) 利用目的：第8条で定める通り
- (4) 責任者：第4条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者（第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第17条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

付則 本規則は平成29年11月24日より施行する。
令和4年5月2日 第6条より第13条 一部改定